

答申第 149 号

令和 7 年 (2025 年) 3 月 11 日

札幌市長 秋 元 克 広 様

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 米 田 雅 宏



札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づく諮問について（答申）

令和 6 年 11 月 27 日付け札幌地第 409 号をもって諮問のありました下記の件について、裏面のとおり答申します。

記

令和 6 年度札幌市定額減税補足給付金（調整給付）の支給に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

答

申

特定個人情報ファイルを保有しようとするに伴い、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定により、審議会において特定個人情報保護評価指針（平成 26 年 4 月 18 日特定個人情報保護委員会告示第 4 号）第 10 に定める適合性及び妥当性の観点から第三者点検を実施したところ、評価書の「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去」の欄につき、特定個人情報そのものの保管等について記載すべきか、特定個人情報に紐づく可能性のあるもの全てについて記載すべきかの点に疑義があるため、この点を確認の上、所要の修正を行うことを条件として、特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置は適正であると認められるため、審議会として妥当であると判断します。